

**個人県民税の超過課税を延長するための条例の概要**（平成23年10月14日議決）**(1) 目的**

第2期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の財源に充てるため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の適用期間を5年間（平成24年度から平成28年度まで）延長するなど、所要の改正を行う。

**(2) 内容****個人県民税の超過課税の延長**

第2期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における特別対策事業の安定的な財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の適用期間を5年間延長する。

**① 税率（現行どおり）**

区分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4%	0.025%	4.025%

**② 適用期間**

平成24年度～平成28年度（5年間）

**③ 税収規模**

単年度平均 約39億円

**(3) 施行期日**

平成24年1月1日